

令和7年度

# 妊婦・産婦・1か月児・乳児一般健康診査、新生児聴覚検査 を受けましょう

令和7年4月1日～令和8年3月31日

妊婦一般健康診査は、お母さんとお腹の赤ちゃんの健康を守り安心して出産を迎えるうえでとても大切です。かかりつけ医で定期的に受けましょう。

そして、出産後間もないお母さんは心身ともに体調を崩しやすい時期です。お母さんの心と体の健康状態を守るために、産婦健康診査を受けましょう。

また、1か月児・乳児一般健康診査は、お子さんの発育・発達状況を確認するよい機会となります。

さらに、新生児聴覚検査は、耳の聞こえの障害を早い時期に発見することでコミュニケーションやことばの発達を促す支援や治療を受けることができるため、出生後間もない時期に実施する検査です。

妊娠や出産・育児に関して悩みがあるときは、医師・助産師・保健師等に、遠慮せず相談しましょう。

## ○一般健康診査の受診間隔及び産婦健診の受診時期

妊婦 健診	妊娠23週まで（第6月末）まで	4週間に1回
	妊娠24～35週（第7～9月末）	2週間に1回
	妊娠36週（第10月）以降から出産まで	毎週1回
産婦 健診	1回目	産後2週間頃
	2回目	産後1か月頃



（※産婦健診の受診期限は産後8週未満です）

## ○公費負担（助成）内容

（券が使用できる委託医療機関一覧は、裏面をご覧ください）

券の種別	回数	助成上限額	使用に関する留意点等
妊婦一般健康診査検査券※	1回分	12,610円まで	妊娠初期の血液検査等に使用します。
妊婦一般健康診査補助券 (多胎の方は5回分追加)	14回分	1回につき 6,590円まで	妊娠全期を通じて妊婦健康診査に使用します。 ※助産施設で健診を受ける場合は、上限11枚（1回3,510円まで）を助成します。少なくとも初期・中期・後期の3回は医療機関で受診してください。
子宮頸ガン検診受診券※	1回分	3,200円まで	
クラミジア検査受診券	1回分	2,280円まで	
新生児聴覚検査受検票	1回分	2,840円まで	
産婦健康診査補助券	2回分	1回につき 5,000円まで	※受診日には、産婦健康診査補助券・結果票・問診票（質問票Ⅰ～Ⅲ）を持参してください。
1か月児健康診査受診票	1回分	1回につき 6,390円まで	おおむね生後28日～生後6週未満までに使用してください。
乳児一般健康診査受診票	2回分	1回につき 6,390円まで	1歳の誕生日の前日までに使用してください。

※検査券、子宮頸ガン検診受診券は単独では使えません。補助券と一緒に使用してください。

## ○妊婦・産婦・新生児聴覚検査・1か月児・乳児一般健康診査の委託医療機関一覧

妊婦一般健康診査補助券等は、つぎの①、②の医療機関等で使用できます。

① 広島県内の医療機関および助産施設。（※1か月児健康診査を除く）

②山口県内の場合、使用できる医療機関は下記のとおりです。



医療機関名	住所	妊婦健診	産婦健診	新生児聴覚検査	1か月児健康診査	乳児健診
山口県内	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	○	○	○	○	○
	医療法人 はるなウィメンズクリニック	○	○	○	×	×
	医療法人三修会 友田ファミリークリニック	×	×	×	○	○
	医療法人社団 毛利小児科	×	×	×	○	○
	医療法人 木村医院	×	×	×	○	○
	医療法人三生会 みちがみ病院	○	○	×	○	○
	医療法人至誠会 梅田病院	○	○	○	○	○

③1か月児健康診査は、上記山口県内と以下広島県内の一部委託医療機関でのみ使用できます。

医療機関名	住所
広島県内	だいこく小児科クリニック
	大竹市晴海1-4-13-2F
	しまだファミリークリニック
	大竹市油見3-12-7
	独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター
広島県内	大竹市玖波4-1-1
	広島県厚生農業協同組合連合会 JA広島総合病院
広島市立北部医療センター安佐市民病院	廿日市市地御前1-3-3
	広島市安佐北区亀山南1-2-1

○**償還払い** つぎの①、②の場合は、償還払いになります。

① 市と委託契約を締結していない医療機関で受診した場合

② 市と委託契約を締結している医療機関で補助券等を使用せずに全額自己負担をした場合

※償還払いとは、一旦、医療機関の窓口で全額を支払い、後日、市に申請をすることで、費用の一部（上限額内）をお返しします。下記のとおり申請してください。

また、市と委託契約していない医療機関等へ受診される際には、補助券・結果票・問診票と一緒に

別紙「受診される医療機関等へご提出ください」(A5サイズ)を医療機関窓口にご提出ください。



<申請期限> 健康診査の最終日から**120日以内**

<申請場所> 市役所2階 保健医療課窓口（窓口番号⑩番）

<申請に必要な物> ① 領収書および明細書

② 親子（母子）健康手帳

③ 振込先の通帳等（銀行名、支店名、口座番号のわかるもの）

④ 各健診等の未使用の券（妊婦一般健康診査補助券、新生児聴覚検査受検票、乳児一般健康診査受診券、産婦健康診査補助券・結果票・問診票（問診表は記入してあるもの）等）

※申請書は、大竹市保健医療課にあります。市ホームページからもダウンロードできます

### ○市外へ転出する場合

大竹市の補助券等は使用できません。

未使用の補助券等について、転出先の市町村で交換等の手続きが必要です。

※この事業（妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査）は、岩国飛行場に係る再編交付金で造成された「健やか安心基金」を活用しています。



#### 【申請・問い合わせ先】

大竹市保健医療課 保健予防係（窓口番号⑩番） 電話：0827-59-2140（直通）

（令和7年3月更新）